

御成敗式目訳・注の試み（一）：付 関連追加立法の沿革

FURUSAWA, Naoto / 古澤, 直人

(出版者 / Publisher)

法政大学多摩論集編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学多摩論集 / TAMA BULLETIN

(巻 / Volume)

41

(開始ページ / Start Page)

197

(終了ページ / End Page)

220

(発行年 / Year)

2025-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00031458>

御成敗式目訳・注の試み（二）

付 関連追加立法の沿革

古 澤 直 人

はじめに

近年御成敗式目研究が活性化している。一昨年佐藤雄基著『御成敗式目』が刊行され、昨年三月には神野潔・佐藤雄基編『御成敗式目ハンドブック』があいついで発刊された^①。二〇一七年に刊行された純学術的著作である長又高夫『御成敗式目編纂の基礎的研究』と合わせ、研究史を画するものである。佐藤雄基著『御成敗式目』は一般書ではあるが、最新の研究を踏まえた内容である。後者の『御成敗式目ハンドブック』は編者によれば、式目の平易なコンメンタール、案内書を意識したものであるという。実際、「式目の制定過程」「鎌倉幕府法の構造」「受容史・研究史」「権力のかたち」「犯罪と財産相続」「裁判手続と文書」「現代語訳」が七人の筆者によって、それぞれ独自の視点から洗練されたかたちで論じられている。御成敗式目については、どの高校教科書にも載せられている日本史屈指の有名な史料でありながら、学術的な現代語訳もよるべき注解もなく、個別条文を研究しようとするときには、筆者が院生であった一九八〇年代と同様、今でも一九三〇年に刊行された植木直一郎『御成敗式目研究』に戻らなければならない状況であった。

筆者も、こうした従来の式目研究の状況をあらためるような式目のコンメンタールを作りたいと学生時代に志し、

関係史料を集め、式目個別箇条ごとの注解、訳、関連追加法や適用例などをノートに書き留めていたが、筆者の怠惰から発表できずに今に至ってしまった（その一端は『鎌倉幕府法ノート』『三浦古文化 三八』一九八五年に示している）。そうした筆者の目から見て、今回の『御成敗式目ハンドブック』刊行は、まことに時宜を得た企画である。と同時にこれに接して、もう一つ、素朴な形のハンドブックがあつてもいいのではないかという所感をもった。その理由は、現代語訳という作業については本来いくつかの問題を内包するからである。すなわち、(1)その訳が内容的に正しいか、(2)当時の言葉をどこまで現代語におき換えるか、(3)どうしてそうした現代語訳（条文の理解）が導かれるのか（プロセスの提示）、(4)従来の解釈の提示などである。以上の諸点については、文学研究の「全釈」「注解」という方に学ぶ必要があると思われる。また(1)(2)については見解を異にする部分もあり、(4)については、中世後期の式目学も十分参考とする必要があると思われる²⁾。以上をふまえて、以下において愚直に「訳・注」を試みたい。

一 式目一条、二条の訳・注

寺社修理に関する最も重要な法令は、御成敗式目の次の二つの規定である。

一 可修理神社専祭祀事

右、神者依人之敬増威、人者依神之
徳添運、然則、恒例之祭祀不致陵夷、
如王之礼奠勿令怠慢、因茲、於関東
御分国々并庄園者、地頭神主等各存

一 神社を修理し、祭祀に専心すべきこと。

神は人の敬いによつてその威力を増し、人は神の慈悲によつて運を増す。
よつて定例の祭祀を衰微させず、神前に捧げる供物を怠つてはならない。
これにより（幕府管轄の）東国と関東御領においては、地頭・神主らがそれ
ぞれその趣旨を理解し、誠実に勤めるべきである。封戸を有する神社の場

其趣可致精誠也、兼又、至有封之社者、任代々符、小破之時、且加修理、若及大破、言上子細、随于其左右可有其沙汰矣(式目二)

一 可修造寺塔勤行仏事等事

右、寺社雖異崇敬是同、仍修造之功、恆例之勤、宜准先条、莫詔後勤、但恣貪寺用不勤其役輩者、早可令改易彼職矣(式目二)^③

合は代々の太政官符にまかせ、破損の程度が少ないときには、その時々修理を行い、もし、大きな破損があつたならば、(幕府に)その詳細を報告し、その指示によつて、処置をするべきである。

一 寺の建築物を修造し、仏事を務むべきことについて。

右、寺と社は名称は異なるが、敬うべきは同じである。よつて、(寺塔の)修理や決められた仏事に専心すべきことは第一条に同じであり、後に非難を招かないようにせよ。自分勝手に寺の用途を自らのものとし、決められた所役を果たさぬ者は、すみやかにその所職を改易すべきである。

【注解】(式目一条)

○神社仏事の条文が冒頭に置かれた理由 笠松宏至氏は、この点について「神仏への崇敬の念」と「公家法の体裁上の模倣」をあげている(思想 上四一九頁)。後者について中世後期の式目学では、「扶桑ハ神国也、又仏法流布ノ国也、依テ公家ニ被行ル政ヲ之時、必以テ仏事神事ヲ為ス先ト、武家ニモ模トス之、」(采意注『別巻』六一頁)と表現している。石母田正氏は、この式目一条二条の規定が置かれたのは、従来の解釈のごとくたんに「当時の神事・仏事を尊重する信仰上の観念」に基づく^④ものではなく、従来太政官・国司の系列に属した国家の祭祀権を、「関東御分国々并庄園」に限つて、鎌倉殿―守護―地頭・神主の系列に収めることを明確にした国制史上の大変化を示す規定であり、それ故式目の冒頭に掲げられたと指摘されている^⑤。○神と仏の順序について 「関東御式目」は、「内典ニハ仏ハ先、外典ニハ神ヲ先トス、内証外用一ナレバ同事ト知ベシ」(別巻三三頁)と記し、内証(仏の真理)も外用(外に現れた働き)も本来一つである、という説明をしている。この点は(池辺本)(岩崎本)も同様の説明をしている。寺社のうち、なぜ、神社が先になっているのか、という点については、(岩崎本)は、「我朝ハ前神后仏ト云リ、内典ニハ仏ヲ先トシ外典

ニハ神ヲ先トシ、只内證外用ノ違也」〔別卷二二八頁〕として、「前神后仏」という慣習を挙げてゐる。（式目抄）はより具體的に、「神社ノ事第二章二編事ハ、日本ハ神国タル故也。サレバ百官ノ次第ヲ立ルニモ、神祇官ヲモテ首トス、代々ノ制符、諸卿ノ封事モ、皆神社ヲ以第一トスル也」〔別卷四二六頁〕として、神国思想の面から神社を第一に挙げた点の説明をしている。○祭祀（日国）「神や祖先をまつること。まつり。祭典。祭事。」祭の字義は会意。祭の解字は、「月と又と示を合わせた字。月は肉、又は手、示は神を表す。祭は、手に肉を持って神をまつることである。」（新選漢和辞典五版）、「机上に酒肉を置いてすすめる意。ひいては、神を呼び降ろす行事」（角川大辞源）、「式目抄」には、「周礼ノ義ニハ天神ヲマツルヲ祀ト云、地神ヲマツルヲハ祭ト云」〔別卷四二七頁〕と祭と祀の違いを説明する。○神者依人之敬増威、人者依神之徳添運 この部分は神事に関する大原則の表明で、式目に特徴的な表現である。また、この後半部分について「HB」は、「神の威徳」と訳出している（HB二七八頁）。ただ、「威徳」は「おごそかでおかしがたい徳。人を自然に従わせる威厳と人徳。」（日国）であり、「徳」の語義からするとやや強すぎると思われる。「徳」で近い語義を探すと、「③ある人格から受けるめぐみ。恩恵。慈悲。特に、天子のめぐみや神仏の加護。」（日国）に相当すると思われるから、ここでは、「慈悲」と訳出した。○恒例（日国）「古くは『こうれい』とも」物事が、きまったやりかたで行なわれること。多く、儀式や行事がきまった月日やきまった方式で行なわれることについていう。また、その儀式や行事。常例。定例。」○陵夷（日国）は、「③（―する）物事が次第に衰えすたること。」と語義を掲げる。『思想 上』は「次第に衰える」と頭注を付している。（池辺本）では「陵夷ト云ハ、陵ハツキ山トモ、ミサ、キ共読ム也。ツキ山ハイタツテ高シト云ヘトモ、崩ヤスシ、夷ハ平也、言ハ神ヲ祭ニ昔ハ陵ノ如ク高ク大ニ祭り、当代ハ神事祭礼一向ナキハ、陵夷ノ如シ」（別卷二二八頁）と説明している。○如在（日国）「〔論語一八衍〕の「祭如在、祭神如神在」による語）神・主君などが、眼前にいるかのように、つつしみかしこむこと。また、そのような態度で、ことをとり行なうことによい。」○礼奠（日国）「神仏などの前に幣（ぬさ）や供物を供えること。また、そのもの。」○関東御分国々并庄園者『思想 上』八頁頭注には、「関東御分の庄園は、いわゆる関東御領（将軍が本所・領家として庄務権を持つ庄園）を

指す。御分の国々は、いわゆる関東御分国を意味するのではなく、成立期以来、幕府が特殊な行政権を行使しえた一定政治領域「東国」を意味するものと思われる。」と記す。従うべきだが、中世後期の式目学は、「関東」を古代以来の語義、すなわち「関所の東の意」一奈良時代以来、伊勢国の鈴鹿（すずか）、美濃国の不破（ふわ）、越前国の愛発（あらかち）の三関の東の地。のち、近江（滋賀県）の逢坂（おうさか）の関より東方、またその諸国の総称。」（日国）の内容で注している。（例えば、式目抄（別巻四二九頁））○精誠（日国）「古くは「せいぜい」純粹で誠実なこと。まごころをこめること。また、そのさま。」○地頭（池辺本）の説明が興味深い。「公家ノ代官ヲ領家ト云ヘリ、武家ノ代官ヲ地頭ト云ヘリ」（別巻二二八頁）とする。○有封之社（国史大辞典）によれば「封戸を有する神社。無封社の対。それは、特に朝廷が崇敬の意を表わしたものであつて、大同元年（八〇六）の調査（新抄格勅符抄）神封部によると、百六十一社に及んでいる（祝宮静氏執筆）、鎌田純一氏は、「正しくは「うふのやしろ」と読む。」と指摘され、「鎌倉幕府の《御成敗式目》のなかにも、この語がみられるが、当時はすでに衰退の期であつた。」と記している（平凡社世界大百科事典 改訂版）。笠松宏至氏は、「現実には国衙で認められた社領を有する社の意」と注されており、従うべきであるが、式目学は、前述の言葉の原義で解釈している。（関東御式目（池辺本）等（別巻三三頁、二二八頁等）。○代々之符『思想 上』は代々の「太政官符」とする。首肯される。ただ、『思想 上』は、「代々之符」の実例として、長保元年七月の太政官符十一カ条、治承二年七月の太政官符を挙げているが（四二九頁補注）、式目が念頭に置いたのは、式目制定直前の「可如法勤行諸社祭礼年中神事等事」「一 可如法行恒例臨時仏事等事」「一 可令有封社司修造本社事」「一 可令諸寺執務人修造本寺堂塔事」等の事書を含む、「近衛家文書」寛喜三年十一月三日 後堀川天皇宣旨（鎌澤四二四〇）だった可能性がある。なお、この一節について式目学は理解が難しかったようで、（栄意注）は「代々府（ママ原文）」と記す（別巻六三頁）、（蘆雪本）は「代々符トハ引付ノ義也」（同二二六頁）、（池辺本）では「代々ノ符ト云ハ、宮社ノ置文也」（同二九頁）、（岩崎本）では、「符ハ札也」（同二八〇頁）、（式目聞書）では、「符トハ、官府宣ノ旨ヲ云ソ」（同三六四頁）とし、（式目抄）では、「代々ノ符トハ、官符宣ノ事也」（同四三〇頁）として、もっとも事実に近いと思われる注を付けている。○小破……大

破……「小破」は「少し破損すること」で、「大破」は「物がひどくこわれること（日国）」だが、（日国）では、「大破」の用例の初出例をこの御成敗式目一条としている。これ以前の、例えば「延喜式」五・神祇・斎宮寮では「若不管小破、妄致大損者、科処勾当官人。但至于非常異損、随申处分」（日国「小破」とあつて、「小破」に対応するのは「大損」であつた。しかし、仁治三年の「仁治三年内宮假殿記」によれば、「本宮瑞垣板、同四面荒垣并荒宮瑞垣板破損顛倒事、／＼^⑥右、件御垣、任先例可修補之由、連々雖加催候、于今無其沙汰候之間、不修小破、即及大破候、昼夜之恐旁不少」とあり（鎌遺一六二三）、すでに小破と大破が対で使われている。（蘆雪本）では、「小破之時且修理ヲ加フ事ハ、地主神主等役也、其上ハ、自鎌倉有也」（別巻一二六頁）と注し、（式目聞書）では、大破について「大破ハ焼亡等ソ」と注し参考となる（別巻三三五頁）。

【注解】（式目二条） ○修造 （日国）「建物などを直しつくろうこと。修理、造営すること。修復。しゅうぞう。」

○寺塔 （日国）には「寺の塔。寺院にある塔。」とあり、『思想 上』が指摘するように、「普通は塔のみを指すが、この場合は広く堂舎一般の意であろう。」（式目抄）は「寺ト云ハ、此段ニイヘル寺塔也」（別巻四三三頁）として、寺塔Ⅱ寺と記す。 ○寺社雖異崇敬是同 寺と神社の違いについて、（岩崎本）は「神与仏名ハ別ナレ共、アカメウヤマウヘキ事ハ同ト也」（別巻二八四頁）とし、（式目抄）は、「仏ト云神ト云ハ、水波ノヘダテ也、外相ハカハレトモ、内証ハ一ツ也、故ニ寺ト社トハ異ナレドモ、崇敬ハカハルヘカラス」（別巻四三三頁、ちなみに、「水波のへだて」は、「水と波とが分けられないように、名称が異なるだけで本体は同じであること。神仏は同体であることのとえに用いる。」（角川古語大辞典） ○修造之功、恒例之勤 修造之功は事書の修造寺塔、恒例之勤は事書の勤行仏事に対応する。（式目抄）は、「修造之功トハ寺塔ノ修理スル事也、恒例之勤トハ仏事ヲ勤行ノ事也」（別巻四三三頁）と解している。 ○宜准先条 先条は第一条であるが（思想 上「八頁頭注」、より具体的には、「修造之功」は、「小破之時、且加修理、若及大破、言上子細、随于其左右」であり、「恒例之勤」は「地頭……各存其趣可致精誠」であろう。これに関連して、筑後広川荘板東寺の修造について「一 御造営事 / 小破之時者、以御祭米内見宅料足修理之、大破之時者、一庄支配公田段

別（米錢員数、随于時）（鎌遣一四六三）とみえ、小破と大破で修理用途の設定が異なっている例があることが知られる。
○恣貪寺用不勤其役 修理をせずに寺用を我が物とする裏には、修理する必要があるときは、寺用が、私の得分となっていた構造がある。「九条家文書」正嘉元年三月三日「尼願阿弥陀仏田地讓狀」によれば、「但於加地子分者、破壊転倒刻、五斗所当、六郎小綱御房為沙汰、可加修理修造、莫破壊転倒之外者、可私為私得分」（鎌遣一八〇八四）とあつて、この関係が明確に知られる。

二、式目一、二条関連立法の沿革⁷⁾

関東御領および東国の地頭神主等に、神社・仏塔の管理義務を課し、その修理の方法と義務不履行の際の罰則を規定した式目一、二条の要点を煎じ詰めれば（神社寺塔修理）と（神事仏事勤行）の二点にまとめうると思われる。この式目一、二条を受ける形でだされた追加⁸⁾はまず仁治三（一二四二）年正月十五日の「新御成敗狀」⁹⁾冒頭にみえる。

一 神社仏寺事（追加法一七二）

右、別当神主等、^a偏^a貪彼領之利潤、不顧社寺之破壊、徒送歲月之条、甚不可然、自今以後者、^b小破之時、宜加修理、加之、恒例之祭祀、不欠之勤行、不可怠慢、^d若違此旨者、解却之、可補穩便之輩也、^c但其領不幾、而其功難終者、可注申子細矣、

ここでは式目一、二条二カ条を一カ条に合わせる形で規定が置かれていて、神社領を所持あるいは管理する「別当神主」に対し、修理用途を「私の利潤」として修理を加えない実態が指摘されている。点線部^aは、式目二条末尾の「但

恣貪寺用不勤其役輩」を受けており、点線部^bは、式目一条「小破之時者、且加修理」の直接の引用であろう。次に点線部^c「恒例之祭礼、不欠之勤行、不可怠慢」は、式目一条「可致精诚」、式目二条「恒例之勤、宜准先条」の言い換えといえる。さらに点線部^dは式目二条「但恣貪寺用不勤其役輩者、早可令改易彼職矣」からとられたものであろう。そして点線部^eは式目に直接的に対応する部分がないが、「若及大破者、言上子細、随于其左右可有其沙汰矣」に対応するものであろう。ここには法文作文技術や作成プロセスもうかがい知ることができるものといえよう。

次いで弘長元年の「関東新制条々」（追加法三三七―三九七条）においてその冒頭に式目一、二条の規定を受ける形で神事の勤めと本社修造について次の二箇条をおく。

関東新制条々

一 可如法勤行諸社神事等事（追加法三三七）

祭、豊年不奢、凶年不儉、是礼典之所定也、而近年神事等、或陵夷背古儀、或過差忘世費、神慮難測、人何有益、自今以後、恒例祭祀不致陵夷、臨時礼奠勿令過差、

一 可令有封社司修造本社事（追加法三三八）

有封社者、任代々符、小破之時且加修理、若及大破言上子細者、隨其左右可有其沙汰之由、被定置畢、而近年社司恣貪神領之利潤、不顧社壇之破損、匪啻不恐神慮、專可謂忘公平、自今以後、於背此法者、可被改補其職、

…（中略）…

一 可令諸堂執務人修造本尊事（追加法三四五）

准神社修理之条、可有其沙汰、

本令では、前述の「新御成敗状」とは逆に、式目一条の規定が二箇条にわたって敷衍されている。追加法三三七条の点線部aは、〈祭りについては豊年にもおごらず、凶年にもきりつめないのが、祭祀のさだめである〉と原則を掲げる。その上で、〈それなのに、近年神事があるいは衰え、あるいは度を過ごし費用が過大であると指摘し、それは神慮に背く〉としている（点線部b以下適宜たんに（b）と略す）。そして、最後に式目一条の規定とほぼ同義の文言を点線部cで繰り返して法令を閉じている。点線部cの「臨時礼奠勿令過差」は、式目一条では「如、在、之、礼奠勿令怠慢」となっているから、「関東新制条々」の立法者は、「如在」↓「臨時」、「勿令怠慢」↓「勿令過差」と文飾したあるいは解釈したのであろう。

次いで、追加法三三八条について。点線部dは（若干の文字の異同はあるが）式目一条規定の直接の引用であり、「被定置畢」と受けている。それなのに近年社司（神職）が、神領からの収益を貪欲に自分のものとし、神殿の破損をかえりまない（e）という現状が指摘され、これについて神意を恐れざる不正行為と非難する（f）。よって、今後この法^⑩に背けば、その職を改易すると定めた。

「関東新制条々」ではその六カ条目に式目二条に関連する追加法三四五条をおいている。式目二条の「可修造寺塔勘行仏事等事」が「可令諸堂執務人修造本尊事」^⑪と言い換えられ、寺塔を修造し、仏事を勤行すべき「諸堂執務人」に對して、寺塔の修造を本尊の修造へと表記を変え（対象を絞って）、神社修理に準じて沙汰あるべきことが命じられている。また式目二条の「宜准先条」が追加法三四五条では「准神社修理」となっており、より具体化されているが、神社修理が先で、寺塔修造がこれに準ずる存在なのは共通している。

以上の「関東新制条々」までの追加立法は、式目規定の要点（神社寺塔修理）と（神事仏事勤行）の範囲内の規定であるが、ここから一歩を進め（神領興行^⑫）に踏み出したのが^⑬、安達泰盛主導で制定されたとされる弘安七年五月二十日の事書のみをもつ「新御式目」三八カ条（追四九一―五二八）の規定である^⑭。やはりその冒頭に次の二カ条が置かれている。

一 ^a 寺社領如旧被沙汰付、被専神事仏事、^b 被止新造寺社、可被加古寺社修理事（追加法四九二）

…（中略）…

一 ^c 自今以後被止新造寺社、可被興行^d 諸国々分寺一宮事（追加法五一〇）

ここでは式目に規定された寺社修理、神事仏事の勤行という従来の政策から、社領返付、諸国分寺・一宮興行へと踏み込んでいる。「新御式目」は、二つの法規群から構成され、前者は、前半の条々中の冒頭に掲げられ、後者は後半部二〇カ条の冒頭にあたる。前者の追加法四九一条では、寺社興行^eが凝縮した形で示され（^a）、新造寺社の停止、古寺社の修理が命じられている点が新しい（^b）。後者の追加法五一〇条では、同様に、新造寺社の停止が求められ、諸国々分寺・一宮の興行が命じられている（^b・^c）。この点から類推すると、^bの「古寺社」は^dの「諸国々分寺一宮」に相当するのであろう。両条でほぼ同じ内容が異なつた表現で規定されていることがうかがわれる。

右の三ヶ月後に出されたやはりいわゆる弘安の改革に含まれる次の追加法五六一条である。

一 ^a 領内寺社^b別当供僧等事、以鎌倉常住僧被補之^c、^b 恣貪仏神用、不遂修造、令懈怠恒例勤之条、甚不可叶、

冥慮、自今以後、^c 件僧徒補彼職事、一向可令停止、^d 但住其所、興隆仏法、勤行神事者非制限、次同執務之仁、

引募料田、小破之時不加修理、及大破後、申賜公物、可遂造営之由申之者、可令改易所職之状如件、（追加法五

六一）

弘安七年八月 日

領内の傍注に「御内」、寺社の傍注に「御判有之」と注記があつて、本令は直接的には北条氏内部の法令であるが、（諸国）北条氏所領の社寺の別当供僧に鎌倉常住僧を補任したところ（^a）、仏神用をむさぼるばかりで、修理をせず、仏

神事を懈怠している状況を取り上げて批難し^(b)、そうした僧徒を所職に補任することを一切停止すべしとする^(c)。ただし、その社寺の所在地に住み仏神事に勤めれば問題ない^(d)、とする。ここからうかがわれるのは、北条氏所領の社寺の別当供僧が、鎌倉以外の(地方の)社寺職に補任されながら、実際には、鎌倉に住んで赴任しないという状況である。さらに後半部点線部^eでは、式目規定の抜け穴(大破するまで放置)に関する補足立法が行われている事実が窺える¹⁶⁾。

式目一、二条に直接つながる規定はおよそ以上である。これをみるに、政務の意思表示として「条々」という形で一連のまとまった立法がなされるとき、その冒頭には多く式目冒頭の二ヶ条が一定の補足を受けつつ再生産されるという特徴をうかがうことができるだろう。

* * *

以上、式目一、二条に直接的に関わる法令を掲げたが、その社寺崇敬という趣旨を裏面から保障し、また一面では、社寺の統制を意図するものとして、社寺所領・所領寄進ならびに社寺訴訟に対する特別の配慮など、式目一、二条にいわば間接的に関わる諸立法が前述の弘安の改革についての関連立法および正応年間の立法にみられる。

(a) 一 近国諸社修理御祈祷、訴訟、御寄進所領等、於引付可申沙汰事(追加法五四六)¹⁷⁾

弘安七 八二

一番 伊豆 宇都宮 二番 三島社 熱田六所宮 三番 鶴岡 鹿島 香取 四番 諏訪上下 五番 日光 菅根

右、社寺奉行人可尋下有子細者、守此旨可賦引付也、既有沙汰之分者、本引付可申沙汰、

(b) 一 鎌倉中諸堂修理并寄進所領事 弘安七 十一 廿七(追加法五七〇)

- A 五方引付可申沙汰之由、先日被仰下之處、無沙汰云々、^B修理事者、頭人加見知、^C嚴密可注申、^C小破所々、
為別当沙汰可修理之由、可相触、^D所領事、急速可申沙汰、^E次法花堂事、為五方引付頭人奉行、修造營之功間、
於五番可有沙汰、^F次新釈迦堂事、同前、^G大慈寺者、可為三番引付、
- (c) 一 寺社領事 弘安七 十二 十八（追加法五七二）
被勘領家地頭得分、彼は無損之様、可被分付下地也、此旨可尋沙汰之由、可被仰引付、
- (d) 一 寺社御寄進所領事（弘安七年？）（追加法五七三）
令興行仏事神事、為不退御祈禱、奉寄之處、別当神主一向知行之、不及其沙汰云々、早尋明年貢之分限、可
被充置之用途等、鎌倉中急速可申沙汰之由、可被仰引付、
- (e) 一 鶴岡八幡宮并鎌倉中諸堂供僧事 弘安八 四 八（追加法五七八）
於引付勘其人、可申定評定、其後当奉行可申御寄合、
- (f) 一 神社仏寺訴訟事 正応三（追加法六二九）
早速可有沙汰之由、可被仰五方引付歟、
- (g) 一 寺社并京下訴訟事 正応四 八 廿（追加法六三三）
急可申沙汰之由、可被仰奉行入并五方引付、此上令延引者、可触訴飯沼大夫判官助宗、大瀬左衛門尉惟忠、
工藤右衛門入道杲禪、平左衛門尉宗綱歟、

以上、(a)～(g)まで列挙した神社仏寺関連法令は、弘安～正応年間に集中しており、ここにはモンゴル撃退のための祈祷、それにとまなう寺社領の保護という側面の介在を思わせるものである。

具体的にみると、(a)令では、近国の有力寺社の修理・祈祷・訴訟・所領寄進等を引付の管轄とし、かつ各神社ごとに、引付の個別の担当番まで規定するなど引付各番の責任制⁽⁸⁾を明確化している。「既有沙汰之分者、本引付可申沙汰」とあるから、特定の引付各番への賦を明確化したのは、このときが初めてであったものと思われる。なお(b)^Aより、この前後に鎌倉中の仏寺にかんしても、五方引付各番に賦られていたことが推察される⁽⁹⁾。

しかし、(a)令が出された約四ヶ月後の(b)令において「鎌倉中諸堂修理」について、先日の場合にかかわらず、引付が指図や処置をしないことが指摘され^(A)、諸堂修理については、引付頭人が実態を調査して厳密に申告すべきこと^(B)が令せられ、小さな破損は諸堂別当の取り扱いとして修理せよと命じられた^(C)。さらに、鎌倉中諸堂への所領寄進の案件は急速に処理すべきものとした^(D)。また、源頼朝墓がある所に構えられていたという頼朝墳墓堂である法花堂^(E)について五方引付頭人の責任で修造することになったので、(具体的には)五番引付頭人が処理せよと命じられた^(E)。さらに新釈迦堂^(F)の扱いも法花堂同様に五番引付頭人の担当とされたのであろう^(E)。大慈寺^(G)については、三番引付頭人の担当とされている^(G)。

以上の(b)令の翌月に出されたのが(c)令である。寺社領(の訴訟)については、領家と地頭の得点を勘案して(両者に損なきように)「下地を分割」すべしとし、この件を調査せよと引付に命じている(追加法五七一条⁽²⁾)。

同じく弘安七年中に出されたと推定されているのが(d)令である。ここでは將軍家の寄進にかかる寺社領について定められている。仏神事興行⁽²⁾と不断のご祈祷のために所領を寄進したのに、別当・神主がすべて収益を独占し、(肝心の)仏神事興行と不断のご祈祷が行われていないという。早く寄進領の年貢高、錢で当てられた入費などを算出し、鎌倉内について至急処理すべく引付に命じよ、とした(追加法五七三条)。

翌弘安八年に出された(e)令では、鶴岡八幡宮ならびに鎌倉中諸堂供僧事について定められており、供僧の人事を、

引付で検討し人選の上、評定に上申して決定し、さらに担当奉行が寄合に報告するという手続きが決められている。実質は引付で決した上、評定と寄合が二重に関与する手続きが興味深い（追加法五七八条）。

やや後になるが、(e) 令の五年後にだされた(f) 令では、寺社訴訟の早期処理が五方引付に伝達されている（追加六二五条）。翌年も(g) 令において、寺社訴訟と京下り輩の訴訟は急ぎ沙汰すべきことを奉行人および五方引付に命じ、寺社訴訟の迅速処理を命じている（追加六三三条⁽²⁵⁾）。そして注目されるのが、それでも訴訟が予定より延び遅れたならば、飯沼助宗、大瀬惟忠、工藤杲禅、平宗綱という得宗被官人経由で訴えることを規定している点である。得宗被官が引付手続きの監察役を期待されている点は注意すべきあり、寺社領の特別扱いが顕著である⁽²⁶⁾。

以上、近国の有力神社興行令(a)、鎌倉中の諸堂修理と所領寄進(b) 寺社訴訟の特別手続き(c) に続いて、(d) 令では將軍家寄進の寺社領に関する適正手續(d)、鎌倉中諸堂供僧事の人選(e)、寺社訴訟の早期処理(f)(g) などに關して種々の立法措置が行われており、弘安→正応年間の寺社興行ないしは寺社の保護措置が多方面にわたるものであったことが知られる⁽²⁷⁾。

* * *

如上の御成敗式目一、二条に直接・間接に関わる総括的な寺社修理仏神事勤行についての諸立法とやや趣をことにするものとして、地域を九州に限定した一群の「鎮西神領興行令」がある⁽²⁸⁾。その初出は、弘安七年五月二十日の「新御式目」中の追加法五〇九条であるが、同年中にこれに関連して次のいくつかの法令がだされている。

(h) 一 九州社領止甲乙人売買、如旧可致沙汰事 （追加法五〇九）

(i) 一 鎮西為宗神領事（追加法五四四）

甲乙人等、称沽却質券之地、猥管領之由有其聞、尋明子細、如旧為被返付、所差遣明石民部大夫行宗、長田

左衛門尉教経、兵庫助三郎政行也、大友兵庫頭頼泰法師、越前守盛宗、大宰少式経資法師可為合奉行、或帶康元前後下知、或雖経知行年序、為沽却質券地之条、無異儀者、可沙汰付之、(弘安七 六 廿五)

(h) 令・(i) 令は〈沽却質券の地と称し甲乙人の手に渡った神領を返付せよ〉、という弘安の神領興行令である。(h)は前述の新御式目に含まれる事書であり、(i) 令はその具体化のために、九州に派遣された使者三人(明石行宗、長田教経、兵庫助政行)を本奉行とし、九州の有力守護三名(大友頼泰、安達盛宗、少式経資)を合奉行^②とした。研究史上は、「鎮西特殊合議訴訟機関」の任務について規定したものとされてきたものだが^③。上横手雅敬氏の指摘するように神領返付業務の処理組織とすべきものであろう^④。

以上は、沽却などによって甲乙人の手に渡った鎮西における神領を元のごとく神社領に復すことを規定したものである(狭義の神領興行)。かかる法令発布の原因については、「モンゴル襲来後、再度の襲来の危機を感じながら、異国降伏の祈禱を鎮西諸神社に命じた見返り」であると指摘されている^⑤。鎮西神社興行令は上記(h) 令・(i) 令のほか、弘安七年ないし八年と年代比定されている^⑥次の(j) 令、および注目すべき(k) 令・(l) 令がある。

(j) 一 可被崇敬仏神事(追加法五八〇)

九州為宗寺社^⑦、破壊以下所、遂検見、且可令注進損色之由、所被仰使者也、但於遠所者、使者検見為難治者、可計沙汰、

(k) 一 御厨事 弘安九 閏十二 九(追加法六〇二)

御厨并宇佐神領、被止相伝領主知行、被附社家畢、而宇佐領既被返本領主之上者、御厨領主等不可有相違欺、仍如元被返本主、任先例可從神役之由、可被仰下之、

(1) 一 鎮西神領并名主等所領事 弘安九（追加法六〇五）

如日来無相違各可領掌、縦雖有御使下知、先如元可令沙汰付、但非分押領并新儀濫妨事者、各寄合尋明、可令注進之由、可被仰少式入道・兵庫入道・薩摩入道・河内權守入道等、

(j) 令は、九州の大社について建物の壊れなどを調べ、建物破損箇所の図面を上申すべく使者に命じ、遠地で調査が困難であつたら適時処理せよとした（追加法五八〇条）。

(k) 令は伊勢神宮領・宇佐神宮領について相伝領主（本領主・本主）の相伝をとどめ社家に返付する旨命じたと引用したうえ、へしかし、宇佐領については、相伝領主に返付する（と方針を変更した）上は、伊勢神宮領も同様とする。（相伝領主が先例通りに神役を勤めるよう命じよ）と令したものである（追加法六〇二条）。

(l) 令は、鎮西神領・名主らの所領について、旧来（弘安七年令以前）のごとく、（相伝領主が）支配せよ。たとえば使節の下知があつたとしても、元のように（相伝領主に）支配させよ。ただし、不正な押領、あらたな略奪であつたならば、談合して調査し上申せよ。以上の旨を、少式経資、大友頼康、宇都宮通房、渋谷重郷らに命じたものである（追加法六〇五条）。安達泰盛主導で行われた前述の寺社領の興行政策（追加法五〇九条、五一〇条、五四四条等）を、泰盛滅亡後、(k) 令・(l) 令によつて白紙撤回したものである^⑤。永仁四年にもまた九州大社以下の修造に関し、これを興行せしむべきよし薩摩国中院主等に命じた次の(m) 令が知られる（追加法六八一一条）。

(m) 九州大社以下修造遅怠、恒例仏神事凌夷事、去年十二月一日関東御教書并事書如此、任被仰下之旨、可令興行之由、相触薩摩国中院主等、且濫惡不法之輩者、不日可被注申交名也、仍執達如件、

永仁七年二月廿四日

下野守殿

前上総介^{在判}

(m)令は、大社以下の修造の遅れと仏神事凌夷に関する関東御教書をうけ鎮西探題が薩摩国守護島津忠宗に、寺社興行(広義を命じた鎮西御教書である。(m)令を受けた島津忠宗の施行状が残っており⁽³⁶⁾、命令が管轄国に伝達されたことが知られる。内容面で言えば、〈寺社修理〉(仏神事勤行)という式目規定の延長線上にある追加と言えよう。

以上は、現存する鎮西神社興行令であるが、法令が残存せぬもその影響が重大であったものとして、「鎮西五社正和神領興行令」と称されるものがあり、その発布は正和元年九月のある日と指摘されている⁽³⁷⁾。この法令は、川添昭二氏によって、関係史料収集のうえ「従来の神領興行法に対して明らかに一線を画している」と評価されているものである⁽³⁸⁾。その画期性とは、(1)同法は北条貞時の遺志によって法の執行が決定されたため、従来の神領興行法と異なっており、極めて徹底的執行ぶりを示した、(2)この法によって所領返付の対象となったものが、従来のごとく「非器之仁」(買得地にとどまらず御家人の所領にまで及んだ)、(3)紛争裁断の基準が在地の事実関係(御家人の神領における具体的権利のあり方)を捨象し、提訴者側が〈神官〉か、係争地が〈神領〉か、論人が〈非器の輩〉という点のみから、形式的・即決的裁断が下された、(4)本法は社家側に一方的に有利な法であったため、地頭御家人の非常に広汎・頑強な神領興行法不遵法闘争を生み出し、結果的に幕府の神恩報賽の篤志(神領興行令)が幕府崩壊の鬼子を育てた、およそ以上である。この川添説については、村井章介氏による批判があるが、以上の論旨の骨子は首肯されるものと思われる⁽³⁹⁾。

むすびにかえて

以上、〈神社寺塔修理〉と〈神事仏事勤行〉の二点に大略要旨をまとめうる式目一、二条を訳・注し、その関連立法を検討した。筆者はかつて鎌倉幕府法における対神社関係法の検討を通じて、その特質は結論的に〈保護と統制〉と表現できる、と評価したことがある⁽⁴⁰⁾。

鎌倉幕府法における対寺社関係法全体からみれば、本稿で扱った法規群は、寺社所領・建造物・訴訟手続など、いわば寺社の物的側面に限定されるものであり、〈保護〉を政策基調とする。しかし、対寺社関係法としてはこのほかに、式目四〇条をはじめとする神官・僧侶に対する官位・職務執行・補任・日常生活・兵仗禁遏・殺生禁断などの〈神官僧侶規制法〉と総括できる法規群が存在し、これは、〈統制〉を基調とする。これについても言及すべきであるが、それについては、また別の機会に譲りたい。

注

- (1) 最新論稿として、長又高夫『御成敗式目』の評価をめぐって（國學院法學第六二卷第一号、二〇二四年）がある。
- (2) 『中世法制史料集 別巻 御成敗式目注釈書集要』（岩波書店）が刊行されたのは一九七八年であり、代表的な注釈書八本を容易に見られるようになったのだが、以後の式目の解釈にもそうした注釈書は十分には利用されていないように思われる。その理由の一つは、監修者の牧建二氏が、〈注釈書が式目解釈にあまり役に立たない〉、という趣旨の「序」を記されてことにあるのではないかと推察される。いわく「式目の理解のための基礎ともいうべき莊園・地頭・関東御分国などについての知識の疑われるものすらある。」（二頁）、「武家法としての式目それ自体の解釈書という性質は余り鮮明ではない」（三頁）。しかし、筆者の判断によれば、〈そういう部分がある〉のであって、注釈自体は踏まえるべきものと思量する。なお（池辺本）については『御成敗式目ハンドブック』八二頁以下で、佐藤雄基氏の言及がある。
- (3) はじめに、以下で使用する略号を一覧化してしめしておく。（『日本国語大辞典 第二版』↓（日国）／『中世政治社会思想 上』↓『思想 上』／『中世法制史料集 第一巻』所収追加法↓（追加+（漢数字））、同第三部参考資料↓（参考+（漢数字））／池内義資『中世法制史料集 別巻 御成敗式目注釈書集要』↓『別巻』／同書所収「関東

- 御式目」↓(御式目)／同書所収「御成敗式目榮意注」↓(榮意注)／同書所収「蘆雪本御成敗式目抄」↓(蘆雪本)／同書所収「御成敗式目注 池辺本」↓(池辺本)／同書所収「御成敗式目抄岩崎本」↓(岩崎本)／同書所収「清原業忠式目聞書」↓(式目聞書)／同書所収「清原宣賢式目抄」↓(式目抄)／「御成敗式目ハンドブック」↓「HB」なお、式目本文は「中世法制史料集 第一巻」校本 御成敗式目」による。／「鎌倉遺文」所収文書は、(鎌遺―(文書番号))で示す。
- (4) 三浦周行『続法制史の研究』(岩波書店、一九二五年)九二九頁。
- (5) 石母田正「解説」(思想 上「五六七頁)、なお幕府と寺社修造・造宮との関わりについては、石井進「鎌倉幕府と律令国家」(石母田正・佐藤進一編「中世の法と国家」東京大学出版会、一九六〇年、のち「石井進著作集 第一巻 日本中世国家史の研究」岩波書店、二〇〇四年)二四〇三七〇頁参照。近年では、稲葉伸道「中世の国家と寺社――王朝と幕府の寺社政策――」(『中世史研究』二八号、二〇〇三年)、同「鎌倉後期の幕府寺社裁判制度について」(『史学』五七―七、二〇一二年)参照。
- (6) 原文の改行は／(スラッシュ)で示す。
- (7) 以下の記述は、前掲拙稿「鎌倉幕府法ノート」(一九八五年)をもとにしたものであるが、本稿と同じ趣旨で、鎌倉幕府の寺社政策を、追加法を軸に検討した先行研究として稲葉伸道「鎌倉幕府の寺社政策に関する覚書」(『日本中世の王朝・幕府と寺社』吉川弘文館、二〇一九年、初出一九九九年)がある。
- (8) 鎌倉幕府法における神社・仏寺に関する法はその内容上いくつかの系統のものに分けることができる。その第一は、式目第一条二条以下の寺社修理を主たる内容とするものであり、これには寺社興行、寺社所領、所領寄進、寺社についての訴訟法などに関する内容をも含んでいる。第二は、僧侶・神官の統制に関するもので、これは官位・供僧職等についてのほか、僧徒の兵杖禁止、新加神人などに関する問題を含む。第三は、殺生禁断についての規定で、この分野は宣旨を施行した形の法令も多く、鷹狩りの制限等の内容もこの中に入るものと思わ

れる。その外念仏者についての法規、道祖神を対象としたものなど以上三つの系統に属さぬものも若干ながら存在する（前掲拙稿「鎌倉幕府法ノート」参照）

- （9）直接には大友氏の立法である。笠松宏至「幕府の法 守護の法」（『中世人との対話』東京大学出版会、一九九七年）参照。近年の専論として、長又高夫「鎌倉期豊後守護大友泰直の「新御成敗状」についての基礎的考察」（国学院法学第六〇巻第四号、二〇一三年）がある。長又氏の論稿では、追加法一七二条と式目一、二条の異同について論じられている。

- （10）「此法」は式目一条あるいは追加法三三八条のいずれか、あるいは両方と解釈できる。卑見では、式目一条を指すものと考えたい。

- （11）「可令諸寺執務人修造本寺堂塔事」の事書もつ、前述の「近衛家文書」寛喜三年十一月三日 後堀川天皇宣旨（鎌遺一四二四〇）に文言は近い。

- （12）興行には、種々の意味があるが、（日国）では「③失われた所領などを本来あるべき姿にもどすこと。押領などに対して、所領を保全すること。」と定義されている。川添昭二氏によればより具体的に、「神領興行の『興行』とは、振興、復興の謂で、神領興行は広義の『神領興行』すなわち、神社の修造、祭祀の厳修、神領関係訴訟の急速な審理解決の中に含まれる概念であるが、以下用いる語義としては、主として、神官、供僧等の社家側が年紀法不適用によって非器の輩から神領を返付させる意味で使いたい」とされている（『鎮西探題と神領興行法』『日本古文書学論集』6、吉川弘文館、一九八七年、一七五頁、初出一九六三年）。本稿でも、この川添氏が指摘される広義と狭義の用法に注意して使用したい。上横手雅敬氏は「非御家人・凡下などの手に入った神領や御家人領（名主・公文・田所・地頭職等）を無償で神社や御家人に回復させる」もの、と指摘している（『弘安の神領興行令をめぐる』前掲書百五九頁）。なお、鎌倉後期の神領興行法全体を扱ったものとして海津一郎『中世の変革と徳政』（吉川弘文館、一九九四年）がある。

(13) すでに嘉禎元年十二月十一日宇佐神領の没収地返付に關連して「返付、而今日有沙汰縱雖過廿箇年、自然便宜出來之時者、不拘式条可有御裁定之由」が定められ、御成敗式目八条の規定に關わらず、年紀を過ぎてても返付することが令せられている(『吾妻鏡』同日条)、嘉禎三年六月二十五日条では、「神社仏事并国司領家訴事、不可依閑東式目之旨、被定」(『吾妻鏡』同日条)。とされ、当該訴訟が式目適用外であることが記されている。川添昭二前掲稿(前掲書百七二頁)。笠松宏至「『吾妻鏡』の地の文のみの幕府法」(『中世人との對話』東京大学出版会、一九九七年、一五九頁)。

(14) 「新御式目」については、荻野由之「建武式目の弁」(『建武式目弁補正』(國學院論纂『法制論纂』、一九〇三年)以来膨大な研究史がある。管見に触れた主なものとしては網野善彦「『関東公方御教書』について」(『信濃』二四一、一九七二年、のち『悪党と海賊』法政大学出版局、一九九五年)に再録、なお同書Ⅱ部一章も關説する。五味文彦「執事・執権・得宗」(『中世の人と政治』吉川弘文館、のち『吾妻鏡の方法』(吉川弘文館、一九九〇年所収)、拙著『鎌倉幕府と中世国家』(校倉書房、一九九一年)Ⅳ章。細川重男「弘安新御式目」について上・下(『東洋大学大学院紀要』二九・三〇、一九九二・三)のち、『鎌倉政権得宗専制論』(吉川弘文館、二〇〇〇年所収)がある。

(15) 稲葉伸道氏は、「神社の『興行』が王朝・幕府の徳政の眼目としてあった」とし、「神社興行は神社権門に対する統制・保護政策と言える」と評価している(『中世の国家と神社——王朝と幕府の神社政策——』前掲書一九頁)また、「神社興行は、文永・弘安段階に入ると新しい展開を見せる。」とされ、「神社領の興行が言われ始める」と指摘されている(同書二〇頁)

(16) 笠松宏至「式目一条補注」(『思想 上』四二九頁)参照。

(17) これについては、家永遵嗣「『別奉行』制の源流と引付方」(『遙かなる中世』一二号、一九九二年)において、この追加が室町幕府の別奉行制の淵源であるとの指摘がある。また、前掲稲葉「鎌倉後期の幕府寺社裁判制度について」は、この追加法を詳細に解釈している。

- (18) この点は、かつて佐藤進一氏が「引付責任制」と命名した手続きであろう。（『鎌倉幕府訴訟制度の研究』（岩波書店、一九九三年、初出一九四三年）四九頁、一三三頁。
- (19) 前掲、稲葉伸道「鎌倉後期の幕府寺社裁判制度について」参照。
- (20) 法花堂への所領寄進についてこの追加法が出された直後に、「弘安七年（一二八四）二月一三日に幕府より三浦郡大多和村（現横須賀市）内の田三町、畠一町、在家三字を寄進（『関東御教書』県史二二、翌年二月二二日にも石上郷（現藤沢市）内と渋谷庄西飯田郷内の田地・在家などを寄進（『関東下知状』同書）（『日本歴史地名大系』）とみえる。
- (21) 「文和元年（一二三二）十一月日の將軍足利尊氏御教書（県史三）によると、この地にもと「新釈迦堂」があり、供僧が補任されていた。応永二年（一四一五）二月二〇日、足利持氏も等覺院快季をもって当堂の供僧職を安堵している（『関東公方足利持氏供僧職補任状』同書）。新釈迦堂と当寺との関係は未詳であるが、「風土記稿」は、文永十一年の起立で、これが本堂であると伝える。」（『日本歴史地名大系』「妙本寺」の記述）
- (22) 鎌倉市十二所にあった寺。臨濟宗。山号は未詳。源実朝が君恩父徳に報いるため開創した寺で、「吾妻鏡」によると建暦二年（一二二二）四月一八日に立柱・上棟し、七月に惣門を建立したのち、建保二年（一二二四）七月二十七日に開堂供養を行った。（新版 角川日本地名大辞典）（『日本歴史地名大系』参照。
- (23) 前掲、稲葉伸道「鎌倉後期の幕府寺社裁判制度について」参照。
- (24) ここでは「広義」の意味の興行である。
- (25) この両令についても前掲、稲葉伸道「鎌倉後期の幕府寺社裁判制度について」参照。
- (26) 前掲、稲葉論文は「後者はさらに引付の上級審として飯沼助宗以下五名の得宗被官を置いたものであり、内管領平頼綱時代の得宗専制政治下に発布された法令として周知のものである。」として、引付の「上級審」と位置づけている。この位置づけには異論の余地があろう。

(27) 寺社領に関する特別の訴訟法として、「神社仏寺領不依年紀御成敗」とする傍例を、新編追加が七ヶ条にわたって挙げているのも見逃すことのできない問題である(参考八〇〇八四・八七〇八九)。

(28) この場合の「興行」は、狹義の意味である。鎮西神領興行令に関する主な先行研究としては、川添昭二「鎮西探題と神領興行法」(『社会経済史学』二八・三、一九六三年)、上横手雅敬「弘安の神領興行令をめぐって」(『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九一年、初出一九七六年)、村井章介「正和の神領興行法をめぐって」(『歴史学研究』四五九、一九七八年、のち『中世の国家と在地社会』校倉書房、二〇〇五年に収録)。拙稿「鎮西関係鎌倉幕府裁許状に関する二、三の論点」(『西南地域史研究』第六号、一九八八年)、海津一郎「中世の変革と徳政」(吉川弘文館、一九九五年)、渡邊正男「正和の神領興行令」と「入門」(『鎌倉遺文研究』一三三、二〇〇四年)。

(29) (日国) によれば、鎌倉、室町幕府の職名。鎌倉幕府の訴訟制度で、主任奉行として事件の審理を担当した本奉行を補佐し、訴訟手続きに違反がないかどうかを監査した奉行。

(30) 鎮西特殊合議訴訟機関についての研究は、石井良助「鎌倉時代の裁判管轄」(『法学協会雑誌』五七・十、五一―五四頁、一九三九年)、佐藤進一、前掲「鎌倉幕府訴訟制度の研究」二八五―二九一頁、川添昭二「鎮西特殊合議訴訟機関」(『史淵』一一〇、一九七三年)、岡邦信「鎌倉幕府に於ける地方監察の使節について」(『法政研究』四七一―四七二、一九八〇年)、参照。

(31) 上横手雅敬前掲書も参照。上横手雅敬氏は、「鎮西特殊合議訴訟機関」という位置づけには反対しており、弘安八年九月までに使節は鎮西を去ったとしている。

(32) 瀬野精一郎「鎌倉幕府による鎮西特殊立法について」(『御家人制の研究』(吉川弘文館、一九八一年)のち『鎌倉幕府と鎮西』吉川弘文館、二〇一一年に再録)。

(33) 『中世法制史料集 第一巻』四〇〇頁補注五七参照。

(34) 個別具体的に、「香椎社造営事」について、「筑前国怡土庄為料所可造営之由、被定下年紀之処、于今不終其功云々、

云未作之分限、云当社之所出、可尋注進、」と令せられており（追加法五八一条）、また、「肥前国河上社事」について、「如高木伯耆彦六家定代申状者、当国段米被寄附之処、或奉行人借用、或領主米借間、有名無実云々、仍云借用、云未進、慥徴納之、急速可令造之」と命じられている（追加法五八二条）。また、宇佐宮についても、本文に引用した追加法六〇二条に規定がある。さらに、「新田八幡宮文書」正応四年六月十七日大友親時・少式経資連署奉書には、「鎮西為宗社修造事、四月廿五日 関東御教書并御事書、昨日十六日到来、各案文如此、早任被仰下之旨、為致沙汰、不日可令上府給也、仍執達如件」と、新田宮執印に寺社修造が命じられている（鎌遺一七六三〇、参考二二六）

〔35〕網野善彦「蒙古襲来」（小学館、一九七四年）三〇五頁、上横手雅敬、前掲「弘安の神領興行令について」（前掲書二五〇頁）、村井章介「北条時宗と安達泰盛」『講談社学術文庫、二〇二二年、一二三頁、初出、二〇〇一年〕。

〔36〕『中世法制史料集 第一巻』補注八五。（鎌遺一二〇二二〇号）。

〔37〕村井章介、前掲「正和の神領興行令をめぐって」

〔38〕川添昭二、前掲「鎮西探題と神領興行法」。前掲海津一朗『中世の変革と徳政』第四章が、川添説を批判的に検討し直している。

〔39〕この川添説に対する村井章介氏による批判については、前掲拙稿「鎮西関係鎌倉幕府裁許状に関する二、三の論点」注（一）参照。たしかに、鎌倉幕府の滅亡も建武政権も室町幕府も、正和の神領興行法の法理を踏襲し、根強く社会関係を規制し続けたことはご指摘の通りであり、そこに「神威にひれふした中世法の世界」の姿をみることも首肯される。しかし同時に、在地領主層が本法関連訴訟に出訴せず、これを契機に神役対捍の行動に出たことも事実であって、理解の基本的筋道としては川添説を支持したい。

〔40〕拙稿「鎌倉幕府法ノート」（『三浦古文化 第三十八号』一九八五年、三二頁）。近年では稲葉伸道、前掲『日本中世の王朝・幕府と寺社』序章が（国家による寺社の保護と統制）という観点から議論している。